令和元年度 PRTR 届出外排出量の 推計方法等の概要

令和3年3月

経済産業省製造産業局化学物質管理課 環境省大臣官房環境保健部環境安全課

目 次

	Ι.	推計方法の基本的考え方	<u>頁</u>
1.	法令	うの規定	1
		k的な考え方	
3.	これ	しまでの取組	4
4.	東E	日本大震災を踏まえた推計の考え方	4
5.	各事	『項の算出方法の概略 ─────────	5
	(1)	対象業種を営む事業者からの排出量	
	(2)	対象業種を営まない事業者からの排出量(非対象業種からの排出量)	
	(3)	家庭からの排出量	
	(4)	移動体からの排出量	
	$(5)^{2}$	その他	
6.	推計	†方法の見直し等について····································	17
参	考1.	対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量	— 1
参	考2.	農薬に係る排出量2	- 1
参	考3.	殺虫剤に係る排出量(家庭用殺虫剤、防疫用殺虫剤、不快害虫用殺虫)	剦、
		シロアリ防除剤)3	- 1
参	考4.	接着剤に係る排出量4	- 1
参	考5.	· 塗料に係る排出量5	- 1
参	考6.	. 漁網防汚剤に係る排出量	- 1
参	考7.	. 洗浄剤・化粧品等に係る排出量(界面活性剤、中和剤)7	- 1
参	考8.	防虫剤・消臭剤に係る排出量8	- 1
参	考9.	. 汎用エンジンに係る排出量····································	- 1
参	考 10	0. たばこの煙に係る排出量) — 1
		1. 自動車に係る排出量(ホットスタート、コールドスタート時の増分、	
		燃料蒸発ガス、サブエンジン式機器)	— 1
参	考 1:	2. 二輪車に係る排出量(ホットスタート、コールドスタート時の増分、	
		燃料蒸発ガス)12	<u>:</u> — 1
参	考 13	3. 特殊自動車に係る排出量(建設機械、農業機械、産業機械)13	3—1
参	考 14	4. 船舶に係る排出量(貨物船・旅客船等、漁船、プレジャーボート) 14	. —1
参	考 1	5. 鉄道車両に係る排出量(エンジン、ブレーキ等の摩耗) 15	j — 1
参	考 10	6. 航空機に係る排出量(エンジン、補助動力装置)	; — 1
参	老 1	7. 水道に係る排出量17	/ — 1

参考	〒18. オゾン層破壊物質の排出量⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅1	8 - 1
参考	† 19. ダイオキシン類の排出量1	9 — 1
参考	〒20. 製品の使用に伴う低含有率物質の排出量⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯2	0-1
参考	† 21. 下水処理施設に係る排出量 ·······2	1-1
参考	〒22. 一般廃棄物処理施設に係る排出量 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯2	2-1
参考	☆ 23. 産業廃棄物焼却施設に係る排出量	3-1
Ι.	. 推計結果(省令に基づく集計表以外の集計表)	<u>頁</u>
1-1	1. 令和元年度に推計対象とした排出源と対象化学物質	· 1
1-2	2. 令和元年度に推計対象としなかった排出源	· 6
2.	届出外の事業者等からの排出源別・対象化学物質別届出外排出量推計	結果
	総括表(参考1~23)	· 7